

制限業種確認書（2021.5.1 改定）

確認申請業務

平成 27 年 6 月 1 日施行 指定確認検査機関指定準則 第 1 第十一号
及び第 3 第四号、第六号に係る制限業種該当企業

住宅性能評価業務

平成 27 年 4 月 1 日施行 品確法施行規則第一五条第二項に基づく、
国交省告示第三〇四号 第 1 から第 4 に係る制限業種該当企業

適合証明業務

適合証明業務に関する協定書 第 7 条 1 号、2 号及び 3 号に係る適合証明業務制限業種該当企業

建築物省エネ法判定業務

建築物省エネ法判定業務規定第 30 条 1 号、2 号、3 号及び 4 号に係る判定業務制限業種該当企業
一般社団法人 日本住宅性能評価機構

記（○が該当企業）

	名 称	確	評	適	省		名 称	確	評	適	省
1	ｲﾝﾀﾞｲ設計一級建築士事務所		○	○	○	11	大鴈丸建築設計事務所			○	
2	望月昭建築設計事務所		○	○		12	政建築設計事務所		○	○	
3	モックス企画		○	○		13	ｺｰﾙ設計一級建築士事務所	○			
4	株式会社デファンス設計	○	○	○		14	(株)倉持設計工房	○	○	○	○
5	山本建築所一級建築士事務所	○	○	○		15	一級建築士事務所赤坂建築設計事務所	○	○	○	○
6	辻構造設計	○	○	○	○	16	山田夕湖建築設計事務所	○			
7	ゲッドプラン一級建築士事務所		○	○		17	国際建設(株)	○			
8	賀集企画	○		○		18	株式会社 早野組	○			
9	らいむらいと二級建築士事務所	○	○	○		19	—				
10	古野喜朗建築設計室			○		20	—				

上記企業は今般の建築工事において、

該当いたしません

_____が、 該当いたします

年 月 日

建築主、代理人
